

北九州市請負工事成績評定要領

制定 平成 14 年 4 月 1 日
改正 平成 18 年 4 月 1 日
改正 平成 27 年 8 月 1 日
改正 平成 28 年 4 月 1 日
改正 平成 29 年 4 月 1 日
改正 令和 6 年 4 月 1 日
改正 令和 7 年 10 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要領は、市の所掌する事業に係る請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第 2 条 評定の対象は、原則として 1 件の請負金額が 1 5 0 0 万円以上の工事について行うものとする。なお、特殊な技術を要する工事及び緊急を要する工事については、評定を行わないことができる。

2 工事監督課が特に優秀又は不良工事等であると判断した場合、または、受注者から成績評定の要求があった場合は、請負金額が 1 5 0 0 万円未満の工事についても、評定を行うことができる。

（評定の内容）

第 3 条 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。

2 評価項目は、次のとおりとする。

- （１） 施工体制
- （２） 施工状況
- （３） 出来形及び出来ばえ
- （４） 工事特性
- （５） 創意工夫
- （６） 社会性等
- （７） 法令遵守等

(評定者)

第4条 第3条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、北九州市工事執行規則（以下「規則」という。）第7条で定める監督員、監督員の直属の係長（以下「工事担当係長」という。）及び規則第14条で定める検査員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査、その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の採点は、別紙1～別紙3の工事成績採点の考査項目別運用表に基づき、様式1により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は様式2の細目別評定点算定表によるものとする。

(評定の時期)

第6条 監督員及び工事担当係長の評定は、工事が完了したとき、検査員の評定は、完成検査、一部完成検査及び出来形検査が終了したときに行うものとする。

(評定結果の通知及び公表)

第7条 技術監理局長は、評定結果を当該工事の受注者に対して通知するとともに公表するものとする。通知及び公表の内容及方法については北九州工事成績評定の通知及び公表実施要領（以下「実施要領」という。）に定める。

(説明要求等)

第8条 前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、技術監理局長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 技術監理局長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。回答の内容及方法については実施要領に定める。なお、回答に当たり、必要に応じて別に定める工事成績評定委員会に諮るものとする。

(評定の修正)

第9条 技術監理局長は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 技術監理局長は、前項の修正を行った場合は、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。通知及び公表の内容や方法については実施要領に定める。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は技術監理局長が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日以降に検査を実施する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に検査を実施する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日以降に検査を実施する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日以降に検査を実施する工事から適用する。